

行政常任委員会報告

令和3年11月25日
午後1時30分開議
委員会室

◎日程

1 地域振興課

- (1) 夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- (2) 夕張市企業開発促進条例の改正について
- (3) 市有施設の指定管理者への支援について
- (4) マウントレースイスキー場及び合宿の宿ひまわりの再開について
- (5) 令和3年11月9日から10日の大雨による林道旭線の被災について

2 市民課

- (1) 夕張市交通安全計画（第11次）の概要について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

3 保健福祉課

- (1) 工事請負契約の変更について
- (2) 新型コロナワクチン接種について

4 生活福祉課

- (1) 令和3年度夕張市冬期生活特別支援金給付事業について

5 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について
- (3) 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

6 選挙管理委員会

- (1) 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の執行について

7 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 補正予算について

8 請願審査

- (1) 請願第1号 複合施設「りすた」にグランドピアノ移設を求める請願
-

◎出席委員（7名）

今川和哉君

本 田 靖 人 君
君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	本 間 和 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	木 村 友 哉 君
地域振興課主幹	神 澤 信 宏 君
財政課長	押野見 正 浩 君
財政課主幹	板 垣 克 己 君
建設課主幹	只 野 洋 行 君
土木水道課長	阿 部 充 雅 君
上下水道担当課長	三 浦 護 君
市民課長	佐 藤 学 君
保健福祉課長	平 塚 浩 一 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	堀 靖 樹 君
生活福祉課主幹兼係長	佐 藤 由 士 昌 君
教育課長	寺 江 和 俊 君
消防署消防警防課長	松 倉 暢 宏 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	相 澤 由 貴 君

【委員長挨拶】

（今川委員長）

開会に先立ちまして、みなさまにお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。理事者側からは、副市長、総務課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。地域振興課、市民課、保健福祉課、生活福祉課、総務課、選挙管理委員会、財政課の順に報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更についての説明の際は、案件に関連する担当課長の出席を求めますが、密集密接を避けるため、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに教育課、消防本部の案件、次に、地域振興課、市民課の案件、次に、土木水道課、生活福祉課、保健福祉課の案件、最後に特別会計の案件といたします。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離をあけてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するようお願いいたします。

財政課の報告が終了した後、11月19日付で本委員会に付託されました請願の審査を行って参りたいと思います。そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【地域振興課】

(今川委員長)

それでは、地域振興課より報告を受けて参ります。

(地域振興課長)

みなさま、お疲れさまでございます。地域振興課より5点をご説明させていただきます。

まず1点目は、夕張市過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。

昨年度、時限立法の期限を迎えました過疎地域自立促進特別措置法に変わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、本市はこれまで同様、過疎地域として要件に該当することから、新法に基づく過疎計画を策定するものでございます。

過疎計画に基づいて行う事業は、過疎債の発行や地方税の減収補填など、国からの財政上の支援が受けられることとなっております。

本市では、第2期地方版総合戦略との整合性を取りながら、お手元にお配

りしている計画を策定いたしました。計画期間は令和3年から7年までの5年間となっております。

計画内容ですが、今回新たに追加された内容といたしまして、移住・定住地域間交流の促進、人材育成、子育て環境の確保、再生エネルギーの項目が新たに追加されております。

個別の事業については財政課を含めた各課と協議しておりまして、財政再生計画とも整合性が取れたものとなっております。

また、策定に当たりましては、北海道の事前協議を経て、11月18日に同意を得ている状況でございます。今後、みなさまに議決をいただいた後、直ちに公表するとともに、総務大臣、農林水産大臣、国交大臣に提出することとなっております。

続きまして、2点目、夕張市企業開発促進条例の改正についてでございます。今ご説明させていただいた過疎法、新法とも関連している内容でございますが、本条例、市内に事業所を新設・増設するものに対して、固定資産税の減免を最大3年間行うことで企業開発を促進し、本市経済の発展を図るものでございまして、過疎法で減収補填措置の対象となる業種の条件を基本に、市が独自に定める業種を加え、今現行、実施をしています。

旧法が令和3年3月に期限を迎えましたので、令和3年4月1日に新たに施行された先ほどの新法に基づいて、対象業種取得条件が改正されましたので、これに合わせた条例改正を行うとともに、市が独自で設定していた索道、スポーツ施設提供業について対象から削除することとし、改正しようとするものでございます。

新法の概要お配りしている資料のとおりになっておりまして、業種については情報サービス業が追加されているのと、所得価格要件が資本金の規模に応じて緩和されている。対象となる設備につきましても、新設・増設のみだったのが、取得、製造もしくは建設まで設備投資の要件も広がっております。

索道、スポーツ施設提供業につきましては、本市独自で設けておったものですが、レースイを含めたリゾート施設の売却等に基づいて設置されていたものでございましたので、本目的がもう達成済みということで、今回、法と整合性を合わせて削除をさせていただくというところでございます。

3点目、市有施設の指定管理者の支援についてでございます。

今回、施設の運営財源が主に市外の個人・団体の入場料、利用料である市が所有する施設の指定管理者につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態措置に伴う市の方針に基づきまして、休業、利用制限をして営業していただいております。

ただ、そのピーク時に休業したことによって、特に厳しい経営状況に置か

れているという声が寄せられましたことから、指定管理者事業継続雇用維持のため、夕張市経営持続化給付金の要綱を改正いたしまして、給付金を支給をさせていただいたものでございます。

給付内容は、4月1日から9月末の間の緊急事態宣言中に、市の方針に基づいて対策を行った日数に応じて支給をさせていただいたものです。

完全に休業していた場合は1日当たり1万円、それから、文化スポーツセンターにつきましては、市外客の利用制限していた日数がございましたので、こちらにつきましては1日当たり5,000円というところで設定をして、お手元にお配りしている金額をそれぞれ給付をさせていただいたところでございます。

それから、4点目、マウントレースイスキー場及び合宿の宿ひまわりの再開についてでございます。資料右方4番目の資料でございます。

11月18日に、運営会社から施設の一部再開について記者発表がありました。運営会社は、夕張リゾートオペレーション株式会社。鄭劍豪(ていけんごう)代表取締役。資本金1,000万円ということで、当面の間は、合宿の宿ひまわりに事務所を設置して運営をするというところでございます。

スキー場につきましては、12月18日から翌年3月27日までの予定。

営業時間は、ナイター営業はなしで、9時から16時。

運行リフト、滑走可能コースは、ご覧のとおりになっております。

それから、合宿の宿ひまわりにつきましても、12月18日土曜日から営業再開をするというところで発表がありました。そのほかは資料のとおりとなっております。

市の対応といたしましては、資料のとおり情報発信などを行い、各施設の利用促進を図って参りたいと思います。

最後に、5点目でございます。資料右方5番目、令和3年11月9日から10日の大雨による林道旭線の被災についてでございます。

林道旭線でございます。林道脇の法面から岩石が崩落しておりまして、道路延長で30メートル程度、林道路面の高さ8~10メートル程度堆積している状況でございます。

岩石崩落によって、防護金網、それから、ガードロープ、林道擁壁が損傷している状況でございます。今ここの林道が通行不可能という状況になっております。

降雨量は最大24時間雨量で114ミリメートルということで、非常に多くの雨が降ったという状況でございます。人的被害はありません。

被害額については、現在、空知の林務課、それから、道の担当課と協議をさせていただいております。被害額は算定中でございます。

今後は国の林道施設災害復旧事業での復旧に向けて、関係課と今は調整をしているところでございます。

道による現地確認は済んでおりまして、今後 12 月上旬に被害額を確定、計画を提出、12 月中に国による災害査定を受けて、年度内に事業費決定、交付決定、事業着手というところで、復旧事業自体は恐らく繰越しで次年度以降になろうかと思いますが、そういったスケジュールで進めて参りたいと思っております。

この林道につきましては、本市の上水道を所管しております旭町第二ダムに行くための唯一の林道になっているのですが、確認をさせていただいたところ、現状では、その第一ダムで必要な水量を確保できているということなので、直ちに第二ダムまで通行ができなくても支障がない旨、確認をしているところでございます。今後、不測の事態等あれば、庁内で連携をしながら対応を検討して参りたいと思っております。

地域振興課からの報告は以上でございます。

(今川委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(君島委員)

資料 4 番についてお聞きします。

マウントレースイスキー場のリフト券について、昨年ですね、メロン購入した方とか、シーズンのリフト券を買われた方が、今シーズンはそれを使うことができるというようなことをちょっと新聞報道で見ましたが、その辺についてお聞きしたいと思っております。

(地域振興課長)

君島委員のご質問にお答えいたします。

リフト券、昨年シーズン券を買われた方への対応につきましては、11 月 18 日の夕張リゾートオペレーションの記者会見でも言及があったところですが、運営会社は別の運営会社になるのですが、今まで同じ場所でスキーを楽しんでいただいた方ということで、そういったところを考慮して、運営会社は違うのですが、昨年買ったリフト券も使えるような対応をするということで聞いております。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今、君島委員の質問で、メロンを買ったときのサービス券でしたっけ、何

かそれについての質問もあったと思うのですが、その答弁がなかったかと思えます。

(地域振興課長)

失礼いたしました。

地元特産品販売促進及び観光施設等利用促進事業券ということで、今は利用期間を来年1月末まで延長しているところですが、その券につきましても、新しい運営会社と調整の結果、利用可能ということで、今は市のホームページでも順次周知をさせていただいているというところがございます。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕(今川委員長)

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【市民課】

(今川委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

(市民課長)

市民課より2点の報告をさせていただきます。

1点目が、夕張市交通安全計画(第11次)の概要について、2点目が、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

1枚、おめくりいただいて、資料1をご覧ください。

本計画は、今回で第11次の計画となりますが、昭和46年から50年にわたって作成してきたもので、計画の期間は令和3年から7年まで。

市内の交通事故を取り巻く状況についてですけれども、特筆すべき事項につきましては左側の3番目、市内における事故の64%が若菜付近、紅葉山が32%と、ほぼこの2地区で交通事故が起きやすいという状況が起きております。

右側の市内の交通の状況についてですけれども、石勝線の廃止以降、路線バスによる南北への移動が強化され、デマンド交通との接続によって全体の

交通の再編が行われてきたということになっております。

今回の計画の目標ですけれども、交通事故による死亡者数を限りなくゼロに近づけて、市民を交通事故の脅威から守るということを目指すと。

続きまして、これに、目標に向けた施策ですけれども、1番から8番まで高齢者の交通安全対策の推進、飲酒運転の根絶、シートベルトやチャイルドシートの正しい装着の徹底、交通安全教育の推進、安全かつ円滑な道路交通環境の整備、交通安全推進体制の充実・強化、救助・救急体制の整備、冬期の交通安全の確保、これらの方策につきましては、北海道警察、空知総合振興局、道路管理事務所、市土木水道課、教育課、市民課、そして交通安全指導員の方々からの意見等を踏まえて作成しております。

以上でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

今回の改正ですけれども、2点あります。

まず1点目が、産科医療補償制度の見直しにより、出産育児一時金の支給額を改定するため、健康保険法施行令が改正されたことに伴いまして、出産育児一時金額を40万4,000円から40万8,000円に改正いたします。

次に、2点目が、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるために条例の一部を改正するものです。

まず、1点目の出産育児一時金の支給額についてですけれども、支給総額の42万円は変わりませんが、今説明したとおり、加算金額が変更になることに伴い改正を行うものです。

施行日は、令和4年1月1日となります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の定義についてですが、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令により、指定感染症に指定して対策を講じられているところではありますが、指定期間が令和4年1月31日までとなっていることから、期間の定めなく必要な対策を講じられるよう、法的位置付けが「指定感染症」から「新型コロナウイルス感染症」に変更を行います。

施行日は公布の日からといたしまして、今の説明の新旧対照表を別紙に添付しております。

市民課からの説明は以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(小林委員)

資料1の部分で確認のためにちょっとお聞きしたいのですけれども、交通

安全の関係で、交通安全対策の今後の方向及び主な政策の中での8番目、冬の交通安全の確保ということで、この中にロードヒーティング等の整備等の適切な維持管理というふうにならされているのですけれども、ちょっと確認のために聞くのだけれども、今の夕張市内の中でのロードヒーティングの稼働状況と、これ全部ロードヒーティングがかかっているのか、一応、かかっていないところもあるのではないかなと思うのだけれども、その確認で、全部これ稼働して適切な維持管理という部分での状況になっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

(市民課長)

現在、市内にあるロードヒーティングの箇所全ての稼働状況は、私、今の段階では全部把握はしておりませんが、これに関しては様々な道路管理維持する方々から、どこにやはり必要だとか、そこにロードヒーティングの重要性ですとか、そこがきちんと稼働していないような状況、もしくはその雪が多くたまって車の運転に支障がある等々の意見が出されて、ここの部分をきちんと適時、いい状況にしていこうということの方針としては協議は終わっていますけれども、先ほど言ったように全部を把握はしていません。

(小林委員)

分かりました。今、状況は全部把握をしてないというところですが、これから冬季に入る中で、安全な交通状況がある程度確保するためには、適時いろいろな情報と、私どもも気候が変動する中では、やはり思わぬ状況の中でここがという部分が入るときには、やはり窓口はここですので、そういう中での対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(今川委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。

(保健福祉課長)

保健福祉課より、工事請負契約の変更について説明いたします。

資料1をお開きください。

概要ですが、（仮称）夕張市立診療所・介護医療院に係る工事請負契約について、緊急事態宣言の発令による設計変更、工事着手時期の変更により、下記のとおり竣工期限及び契約額の変更を行うものです。

具体的に経過を申し上げますと、本年 8 月 27 日から 9 月末まで、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全道に緊急事態宣言が発令され、札幌市との不要不急の外出自粛の要請を受けたことに伴い、札幌からの作業員の往來の自粛を行ったことから、地盤改良工事その他の基礎工事が順次遅れることになったものです。

この遅れを取り戻すために、厳寒期ですね、冬に基礎工事を行うという方法もありましたが、この場合、寒さに対するコンクリートの強度確保策を講じる必要があり、この費用に比べ工事期間を 5 か月程度延ばすことにより、建築コストを約 40% 圧縮できることから、工期の延長の判断になったものです。

竣工期限ですが、記載のとおり、令和 4 年の 12 月 20 日から令和 5 年の 5 月の 26 日に変更と。

契約金額ですが、建築主体工事が 1,621 万 4,000 円の増、電気設備工事が 536 万 8,000 円の増、機械設備工事が 767 万 8,000 円の増、3 工事の合計ですが、2,926 万円の増額となっています。

なお、本件建築スケジュールの調整の結果、竣工期限後の移転作業や設備試運転等には影響を及ぼさないため、供用開始時期、令和 5 年夏の変更はないものと考えています。

続いて、2 番、新型コロナウイルスワクチン接種について説明いたします。資料をご覧ください。

初めに、接種率、11 月 16 日現在速報値です。12 歳以上で 6,832 人のうち、1 回目 91.3%、2 回目 90.2%、65 歳以上ですと、3,822 人のうち、1 回目 93.5%、2 回目 93%、65 歳未満は 3,010 人のうち、1 回目 88.5%、2 回目 86.5%となっています。

この数値であります。同じ時期の全道北海道の接種率と比べると、いずれも本市が大きく上回っており、1 回目で率にしてプラス 13.5 ポイント、2 回目でプラス 17.9 ポイント上回っています。

次に、3 回目の接種の実施について説明します。

経過ですが、記載のとおり国が追加接種を必要と判断したものです。

対象者は 2 回目接種完了者とし、接種回数は 1 回のみで、料金は無料です。接種時期ですが、国の実施要領に従い 8 か月経過以降とします。

市内の医療従事者、高齢者施設入所者等については、本年 6 月に 2 回目の接種を終えていることから、8 か月経過となる来年 2 月に接種できるよう現

在準備を進めており、以降については在宅の高齢者、それ以外の方々へと接種を進めて参ります。

次に、接種券の送付ですが、現時点では接種の3週間、また1か月程度前には、それぞれ接種券を送付したいと考えており、2回目接種の早い方から順に送付します。

具体的に言いますと、65歳以上に関しては1月頃から段階的に接種券を送付、この際、接種日を中心に同封しまして、それをご案内するという方式を考えています。

65歳未満に関しては、2月頃から段階的に接種券を送付したいと考えています。65歳未満は接種日は同封しないで、それぞれインターネット予約でQRコードを添付していますのでそれで簡単に予約ができるという方式を考えています。

次に、接種会場ですが、医師会と調整の結果、市立診療所、中條医院、南清水沢診療所の市内3医療機関で行う個別接種を基本とし、今回は集団接種を実施しない方向であります。集団接種で実施した方は、個別接種会場で接種していただけるよう医師会と調整しています。

以上で説明を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(千葉委員)

接種会場が3か所なのですけれども、前はかかりつけ医でなかったらできないというような、1回目、2回目はそうだったと思うのです。今回はそれはないということによろしいですか。

(保健福祉課長)

ただいまの千葉委員のご質問にお答えします。

基本はかかりつけ医にかかっていたきたいのですが、市内の一部医療機関では、かかりつけ医のみ対応するという医療機関もありますので、そこは広報等で市民周知していきたいと思っています。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今、3回目の予約のところ、65歳未満はQRコードでというお話でしたが、みんながみんなQRコードを使えるとも限らないので、もちろん電話予約もできるということによろしいですか。

(保健福祉課長)

ただいまの熊谷委員のご質問にお答えします。

今回もですね、コールセンターを設けますので、そういう方はお電話で予約できるようなシステムになっています。

(熊谷委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

2回完了して、例えば、夕張から引越された方はどういう手続になるのかと、もう1点は、一度も今まで打っていないと、こういう方のどういうふうな対応になるのか。

(保健福祉課長)

一度も打っていない方については、今現在も月1回程度、市立診療所で毎日はやっていないのですが、ある程度、破棄、ワクチンのロスがないように、日程を調整して固めてというか、来月も中旬ぐらいにたしか設定していますので、当面、そういう形は続けていきたいと思っていますので、希望される方は早めに申し込んでいただきたいと思います。

(高間委員)

これは直接でいいのですか、診療所に申込みは。

(保健福祉課長)

ただいまの高間委員のご質問にお答えします。

医療機関でも恐らく受けてくださると思うのですが、最終的に市のほうに連絡をいただくようになると思います。

(今川委員長)

市外に移転された方についての。

(保健福祉課長)

ただいまの高間委員のご質問にお答えします。

基本的に基準日で接種券をお送りしていますので、どこにいても接種できることには変わらないので、それぞれ申請していただいて、わざわざ夕張にお越しになるということもできない方もいると思うので、そこは申請をしていただいて、ほかでも打っていただけるような仕組みになっています。

(今川委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

はい。

(今川委員長)

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【生活福祉課】

(今川委員長)

次に、生活福祉課より報告を受けて参ります。

(生活福祉課主幹)

生活福祉課からは、令和3年度夕張市冬期生活特別支援金給付事業について報告いたします。

資料1をご覧くださいと思います。

先月からコロナ後を見据えた世界的な原油需要の高まりと、産油国の追加増産の見送りによる原油価格の高騰が始まっております。このたび、この影響を強く受けている低所得者世帯に対し、燃料費をはじめとする冬期間の増嵩経費に対する特別支援金を給付することで、これら世帯の負担軽減を図ることを目的とする令和3年度夕張市冬期生活特別支援金給付事業を実施いたします。

過去平成19年度、20年度に実施しました福祉灯油、これとは対象者や給付額も異なり、今年度の給付事業として実施するものであります。

まず、初めに対象者ですが、以下に該当する令和3年度の市民税非課税世帯とします。なお、未申告者は非課税世帯と認定できませんので非該当と考えております。

一つ目、世帯全員が65歳以上となる高齢者世帯、これには今年度中に65歳になる方も対象といたします。

二つ目に、身体障害者手帳の1級または2級、療育手帳のA判定、精神保健福祉手帳1級の、いずれかの手帳を持つ障害者がいる重度障害者世帯。

三つ目には、父または母と平成13年4月2日以降に生まれた子がいるひとり親世帯。

これらの三つのうちのどれかに当てはまる、令和3年度の市民税非課税世帯の方が対象ということになります。

ただしですが、生活保護世帯及び社会福祉施設などの入所者、長期入院者についてはこの対象外といたします。

今回、とりわけ高齢者世帯は主たる収入が年金となり、生活維持のために

新たな収入確保が困難であるということから、こうした制度設計としております。

平成 19 年 20 年に実施した福祉灯油事業の場合は、上記の単身世帯を対象としておりまして、高齢者の年齢も 70 歳以上としておりましたが、より幅広く対象者を今回拡大したものであります。

次に、給付額ですが、この事業について協議をしてきました本年 10 月の灯油価格の 98.88 円と、昨年 12 月の灯油価格でありました 78.75 円のこの差額約 20 円を影響額といたしまして、一般的な家庭のホームタンク 200 リットルを満タンにする場合の影響額として、200 リットル掛ける 20 円ということで、4,000 円を設定して指定する口座に振り込む事業といたします。

先にも説明しましたが、福祉灯油事業のときには 3,000 円の灯油券を交付してきておりましたが、コロナ感染症対策による接触機会の削減、さらには、スピード感のある給付を目指しまして、今回は現金給付という形にいたします。

対象者につきましては、地方税法第 22 条における守秘義務があることから、1 月 1 日現在の課税状況調査の納税義務者、これらの数値を駆使しまして、推計で 1,413 世帯としております。

これに伴う事業費については、給付費で 565 万 2,000 円、申請結果及び給付日を通知する通信運搬費として約 13 万円を見込んでおります。

国・道との協議によりまして、予算措置については 12 月の計画変更を予定しております。

最後に、これからのスケジュールについてですが、12 月広報により周知を始めて参ります。また、市ホームページ、民生・児童委員会への説明を通じまして、広く周知に努めて参ります。

その後、令和 3 年第 4 回定例会市議会を経て、12 月 10 日金曜日より、本庁舎・南支所・社会福祉協議会、各行政窓口でそれぞれ受付を開始いたします。

申請期限は、来年、令和 4 年の 2 月末としております。

当課としましては、早い方で年内支給を目標にしてスピード感を持って取組む所存ですので、議員のみなさまのご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

報告については以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

今回の冬期支援金給付事業、実施できることになってよかったなどのはすごく思っているところです。また、年齢的にも 65 歳以上ということで、

幅が広がったことはすごくよかったなというふうに思っているのですが、生活保護世帯ですね、この方たちは冬季加算で灯油代というのは一定程度出ているわけですが、このように原油価格が高騰になっても、その金額は変わらないはずなのですよ。そこのところをどのように考えているのかということと、それから、社会福祉施設とか長期入院されている方たちも、冬季の暖房費とか取られている場合には、こういうふうに原油価格高騰で、それも値上がりする可能性もあると思うのです。その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

(生活福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

熊谷委員もご承知のとおり、生活保護世帯には冬季加算がございますので、まずその部分で充当されるというふうに原課としては考えています。

その灯油価格の高騰については、生活保護者へ影響を及ぼしているのであれば、冬季加算単価を見直すべきだというふうには考えていますけれども、今言えるところはここまでということになります。

施設入居者ですとか、長期入院の方は市内ちょっと調べたところ、今のところ使用料にはオンしないというふうには聞いていたので、今回は除外させていただきました。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

今の生活保護の方たちは、冬季加算の単価見直しというふうなお話だったのですが、これはどこが見直しをする主体なのでしょうか。

(生活福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

ちょっと言葉足らずだったのですが、国の制度の中で見直していただければいいかなというふうに考えています。

(熊谷委員)

担当課の趣旨としては分かりましたけれども、同じ市民で生活困窮しているという状況があるところでは、非常に不公平だなというふうに思います。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(本田委員)

様々、対象者となるための要件がありますが、これを申請をされた方に対

しての支給ということになるのでしょうか。

(生活福祉課長)

先ほども説明中で言ったのですけれども、課税、非課税が分からないということもありますし、口座も分からないので、まずは申請いただくという制度設計になっております。

(本田委員)

そうすると、今後のスケジュールの中であります広報で周知をするということで、ぜひここを見落とさずに申請いただきたいという考え方だという認識でよろしいでしょうか。

(生活福祉課長)

12月広報と翌1月、2月広報、あと、ホームページ、あと、民生委員さんが市内に51人おられますので、月1回会議を開いておりますので、その中で制度説明をさせていただいて、広げていきたいなというふうに考えております。

(今川委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【総務課】

(今川委員長)

次に、総務課より報告を受けて参ります。

(総務課長)

改めまして、お疲れさまです。

総務課からは報告事項3点ございます。

まず1点目、夕張市職員給与条例の一部改正についてでございますが、資料1をお開きください。

改正の趣旨は、令和3年の人事院勧告に基づき職員給与の改定を行うものです。

今年の人事院勧告の内容であります。月例給につきましては改定は行わ

ない、期末勤勉手当につきましては、民間との均衡を図るため、年間 4.45 か月分を 4.30 か月分 0.15 か月分の引下げを行う。引下げ分は期末手当の支給月数に反映させるというものです。

このことから今回の職員給与条例の一部改正においても、期末手当の支給月数を改正するものとなっております。資料を下の表のとおり、0.15 か月分の引下げを、今年度分の改正におきましては 12 月期分の手当において、次年度分においては 6 月、12 月同額で引下げする 2 段階の改正内容となっております。

また、再任用職員の期末手当につきましても、令和 2 年の額から 0.1 か月分の引下げを行う改正を行います。

適用時期は、今年度分は公布の日から、令和 4 年度につきましては来年 4 月 1 日からとしております。

資料 1 の裏面は、職員給与条例一部改正の新旧対照表となっておりますのでご参照ください。

報告事項 2 番目、夕張市特別職給与条例の一部改正についてでございます。これは資料 2 をお開きください。

こちら夕張市財政再生計画におきまして、特別職の期末手当の支給月数は一般職員の期末勤勉手当と同じくとしておることから、先ほどの職員給与条例で説明したとおり、一般職の改正と同様の改正を行うものでございます。

報告事項 3 点目、夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

資料 3 をお開きください。

改正の趣旨は、これも本年の人事院勧告に基づいたものでございまして、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置について所要の改定を行うものであります。

改正の内容でございますが、不妊治療のための有給休暇の新設、今回提案する条例改正はこれに該当します。対象は、一般職員及び会計年度任用職員です。

2 番目としまして、会計年度任用職員における配偶者出産休暇の有給化、こちらのほうは規則で対応いたします。

3 点目、会計年度任用職員における産前・産後休暇の有給化、こちらも規則で対応するものでございます。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

(総務課長)

ありがとうございます。

【選挙管理委員会】

(今川委員長)

次に、選挙管理委員会より報告を受けて参ります。

(選挙管理委員会事務局長)

人間は変わりませんが、今度は事務局長の立場でご報告させていただきます。

第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査の執行についてでございますが、こちら選挙管理委員会の資料の 1 番目をお開きください。

令和 3 年 10 月 31 日執行の選挙につきまして、こちらの 1 ページ目、こちらは当日の有権者数及び投票者数、投票率を 4 年前の衆議院議員総選挙と比較して示したものでございます。有権者数は 4 年前と比較して、1,184 人減少しておりますが、投票率に関しては、ごく僅かではありますが、アップした状況となっております。

資料 2 ページから 4 ページは、小選挙区選出議員、比例代表選出議員、最高裁判所裁判官国民審査、それぞれの投票状況を示しております。

特徴としまして、期日前投票を行った方の有権者に占める率が、4 年前は 21.18%であったものが今回は 24.45%に伸びており、期日前投票のウエートが高くなってきたものと捉えております。

資料 5 ページ、6 ページは、開票結果に関する調として得票数等に関する数値を掲載、資料 7、8、9 ページに関しては、無効投票に関する調を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで選挙管理委員会を終わります。
(選挙管理委員会事務局長)
ありがとうございました。

【財政課】

(今川委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

お疲れさまでございます。

財政課からは 2 件、財政再生計画の変更についてと補正予算について、2 件についてご報告させていただきます。

まず、財政再生計画の変更についてでございます。

資料 1-1 をご覧ください。

夕張市財政再生計画変更予定事項、令和 3 年度は第 4 次(12 月)変更についてでございます。

今回の財政再生計画の変更は、令和 3 年度第 3 次(9 月)の変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の歳入歳出増減額は、3 億 3,485 万 6,000 円となります。変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用するほか、一般財源は繰越金で対応するため再生計画期間の変更はございません。

それでは、まず歳出についてご説明申し上げます。

歳出総額 3 億 3,485 万 6,000 円。

まず、消防本部、教育課、財政課に関する事業案件についてご説明申し上げます。

No.1、被服用洗濯機・乾燥機設置。消防活動用の防火服や毛布等の感染症対策のため、厚生労働省通知による適切な消毒方法が可能な被服用洗濯機及び乾燥機を導入し、新型コロナウイルス感染症対策を図るものでございます。

変更額は、1,325 万 3,000 円。財源は、現段階で全額一般財源としておりますが、今後確定した段階で、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金を充当する予定でございます。

No.2、小学校維持管理。小学校の燃料費について原油価格の高騰に伴い、灯油及び A 重油の急激な単価上昇ため予算に不足が生じることから、不足額を補正するものでございます。

変更額は、101 万 9,000 円。全額一般財源でございます。

No.3、中学校維持管理。中学校の燃料費についても、原油価格の高騰に伴

い、予算に不足が生じることから不足額を補正するものでございます。

変更額は、48万8,000円。全額一般財源でございます。

No.4、石炭博物館模擬坑道復旧設計業務委託等。6月補正で予算化した本事業について、北海道の「地域づくり総合交付金」が交付内定となったことから、一般財源1,720万円を道支出金（地域づくり総合交付金）へ財源振替するものでございます。

財源は、道支出金1,720万円の増、一般財源は同額減となるものでございます。

No.5、市有地内支障木伐採。近年、増加傾向にある市有地内の支障木伐採に関わる委託料を増額するものでございます。

変更額は、54万5,000円。全額一般財源でございます。

No.6、旧自動車教習所敷地内建物解体撤去。売却予定である当該教習所敷地内にある不要老朽建物を除却する経費を計上するものでございます。

変更額は、118万6,000円。全額一般財源でございます。

No.7、財政調整基金積立。令和2年度決算により発生した剰余金について、12月変更で必要となる一般財源所要額を除いて、夕張市財政調整基金条例に基づき積立てを行うものでございます。

変更額は、2億2,924万円。全額一般財源でございます。

No.8、国民健康保険事業会計繰出金。国民健康保険事業会計の国保システムの改修に関わる財源として、一般会計から繰出金を計上するものでございます。

変更額は、206万1,000円。財源は全額一般財源でございますが、今後、国庫補助金の見込みもございまして、確定した段階で財源振替をしたいというふうに考えております。

No.9、市立診療所改築。こちら財源振替でございますが、市立診療所改築事業における地方債について、活用する地方債を見直したことにより、地方債が増額となることから、一般財源650万円を地方債へ財源振替を行うものでございます。

消防本部、教育課、財政課についての案件は以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて、報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、地域振興課、市民課に関する案件についてご説明申し上げます。

No.10、幸福の黄色いハンカチ基金助成。特定団体への指定寄附について、希望団体に助成するための所要額を計上するものでございます。

変更額は、40万円。全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

No.11、夕張市創業支援事業補助金。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている中、コロナ禍後を見据えて、地域経済の活性化のため、市内業者の事業拡大を更に支援するための必要な経費を計上するものでございます。

変更額は、200万円。全額一般財源となっておりますが、後に新型コロナウイルス感染症の臨時交付金を財源充当する予定であります。

続きまして、No.12、旧南部連絡所倉庫飛散防止対策。旧南部連絡所横に残置されている倉庫及び車庫について、老朽化により屋根材が剥離していることから、飛散防止等対策を講じるための経費を計上するものでございます。

変更額は、51万7,000円。全額一般財源でございます。

No.13、有害鳥獣駆除（熊駆除推進員謝礼）。熊出没件数の増加により熊駆除推進員に対する謝礼が不足することから、不足額を補正するものでございます。

変更額は、35万1,000円。全額一般財源でございます。

No.14、墓地葬祭苑管理。葬祭苑管理に係る燃料費について、原油価格の高騰により予算に不足が生じることから、不足額を補正するものでございます。

変更額は、16万4,000円。全額一般財源でございます。

No.15、共同浴場管理。市内3か所の共同浴場に係る燃料費について、原油価格の高騰に伴い予算に不足が生じることから、不足額を補正するものでございます。

変更額は、276万7,000円。全額一般財源でございます。

No.16、共同浴場管理（浴場業務委託料）についてでございますが、北海道の最低賃金の改定及び清陵浴場における委託先従業員の病気療養に伴う勤務形態に変動が生じたことから、委託料を増額するものでございます。

変更額は、52万円。全額一般財源でございます。

No.17、し尿処理場維持管理。汚泥再生処理センターに係る燃料費について原油価格の高騰に伴い、予算に不足が生じることから不足額を補正するものでございます。

変更額は、22万5,000円。全額一般財源でございます。

No.18、国庫支出金過年度還付。未熟児療育医療費に係る令和2年度国庫負担金について、精査の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するものでございます。

変更額は、8万2,000円。全額一般財源でございます。

地域振興課、市民課に関する案件については、以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて、報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、土木水道課、生活福祉課、保健福祉課に関する案件をご説明申し上げます。

No.19、道路橋梁管理。道路橋梁管理に係る燃料費について、原油価格の高騰に伴い予算に不足が生じることから、不足額を補正するものでございます。

変更額は、30万8,000円。全額一般財源でございます。

No.20、橋梁長寿命化修繕計画事業。本年度事業実施に伴う事業量の見直しにより事業費を補正するものでございます。

変更額は、89万8,000円。財源としましては、国庫支出金が22万円の減、地方債が830万円の増、一般財源が718万2,000円の減となるものでございます。

No.21、除排雪。市道の除排雪に係る燃料費について、原油価格の高騰に伴い予算に不足が生じること。また、除雪委託料を近年実績に基づいて再積算した結果、予算が不足する見込みであることから補正を行うものでございます。

変更額は、706万8,000円。全額一般財源でございます。

No.22、子ども・子育て支援新制度対応システム改修委託料。今年度新たに認定こども園が開設されたことに伴い、多くの新たな業務が追加されたことなどにより、業務を円滑にするため、システム改修を行うための経費を計上するものでございます。

変更額は、217万円。全額一般財源でございます。

No. 23、保育協会運営費補助。認定こども園の維持管理に関する経費ですが、認定こども園が安定的に運営されるよう、施設所有者である市が維持管理費も一定の負担をする必要があることから、雪害予防のため、除雪費用に係る所要の経費を計画に追加するものでございます。

変更額は、182 万円。全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金でございます。

No. 24、児童手当システム改修。児童手当法の改正により、所得が一定の額以上の者を支給対象外とするなど、制度改正を円滑に実施するため、システム改修の必要があることから、所要の経費を計上するものでございます。

変更額は、536 万 4,000 円。全額一般財源でございます。こちらも全額、国庫補助金が該当する予定でございますので、該当となった際には財源振替を行いたいというふうに考えております。

No. 25、冬期生活特別支援金給付事業。原油価格の高騰にかんがみ、この影響を強く受けている低所得世帯に対し、燃料費を始めとする冬期間の増嵩経費の負担軽減を図ることを目的として、1 世帯あたり 4,000 円の特別支援金を給付するための経費を計上するものでございます。

変更額は、578 万 5,000 円。全額一般財源でございます。

No. 26、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業。新型コロナウイルス感染症の影響により子育て世代を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し子ども一人当たり一律 5 万円の臨時特別給付金を支給する経費を計画に計上するものでございます。

なお、この事業に係る国の補正予算が 11 月 26 日、明日閣議決定される予定であることから、万が一、否決された場合、本事業については執行しないこととなりますので、ご承知おき願います。

変更額は、3,372 万 5,000 円。

ここで大変申し訳ございません。資料の修正をお願いしたいのですが、算出根拠の欄の丸の三つ目、扶助費 3,000 万円の下の子給対象児童人数 6,000 人となっておりますが、正しくは 600 人が正しい数値でございます。その一つ下の左の 6,000 人も同じく 600 人に修正願います。大変申し訳ございませんでした。

財源につきましては、全額国庫支出金となります。

No. 27、新型コロナウイルスワクチン接種。新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種の体制整備のために、必要な経費を計上するものでございます。

変更額は、2,290 万円。財源は、国庫支出金が合計で 2,203 万 3,000 円、道支出金が 86 万 7,000 円で、合計 2,290 万円となるものでございます。

これで合計 3 億 3,485 万 6,000 円の説明となり、土木水道課、生活福祉課、保健福祉課のご説明は以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて、報告を受けて参ります。

(財政課長)

それでは、引き続きまして、資料 1-2 をご覧ください。

財政再生計画の変更の概要についてでございます。

すみません、その前に歳入ですね。申し訳ございません。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

歳入総額は、3 億 3,485 万 6,000 円でございます。おおむね先ほど歳出に係る歳入でございますが、2 ページ目の No.8 をご覧ください。

こちらにつきましては財政調整基金繰入金でございます。本年度の事業実施するための一般財源として、財政調整基金から繰入れる額について、今回、臨時財政対策債が増額となったことから、当該相当額部分の繰入れを減額計上するものでございます。全額一般財源でございます。

続きまして、No.10、繰越金についてですが、令和 2 年度決算において剰余金が生じたことから計上するものでございます。

変更額は、2 億 4,423 万 1,000 円。当初予算で 1,000 円計上しておりますので、その分は差し引いております。

続きまして、No.13 をご覧ください。臨時財政対策債でございます。

先ほどご説明しましたが、令和 3 年度の普通交付税算定結果により発行可能額が 1 億 6,311 万 3,000 円となり、当初予算の予算額より増額となったことから、全額を借入れるため増額分を計上するものでございます。

変更額は、4,048 万 1,000 円。全額一般財源でございます。

歳入総額 3 億 3,485 万 6,000 円については以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて、報告を受けて参ります。

(財政課長)

続きまして、資料 1-2 をご覧ください。

財政再生計画の変更の概要について資料を添付しておりますので、ご確認
いただきたいというふうに思います。

引き続き、よろしいでしょうか。

(今川委員長)

はい、どうぞ。

(財政課長)

続きまして、資料の 2 をご覧ください。

令和 3 年度各会計補正予算調書についてご説明申し上げます。

まず、一般会計における債務負担行為補正についてでございます。

小中校連携事業として、令和 4 年度 892 万 7,000 円を債務負担行為の補正
として計上させていただきたいと。

内容といたしましては、平成 29 年度から開始しておりますオンライン英
会話でございますが、昨今のコロナ禍の影響によって、オンライン英会話
を実施している事業者から、講師の確保、外国の大学生を講師として雇用して
いるところなのですが、このコロナ禍の中で講師の確保が難しくなったとい
うことから、来年度、オンライン英会話の授業を実施することができないと
いう申入れがあったところでございます。

ですが、当然、学校でございますので、来年 4 月からすぐ授業が始まる
ということから、オンライン英会話に関わる事業者の決定を今年度中に実施し、
契約を行った上で、来年の 4 月まで十分にカリキュラム等を打合せを行う必
要があることから、令和 3 年度中に契約を行い、令和 4 年度から、すぐオン
ライン英会話の授業が行えるようにするものでございます。

また、令和 3 年度中については、事業経費についてはかからないとい
うことで、先方の事業者さんのといたしますか、まだ決定はしていませんけれど
も、令和 3 年度中についての事業費については発生しないということで授業を進
めたいと。令和 4 年度当初から、すぐに契約といたしますか、授業を実施する
ためになり、今度中に契約を結びたいというものでございます。

次に、地方債補正についてでございます。先ほど歳出でもご説明しまし
たが、市立診療所整備に係る地方債の限度額について、補正前の部分、3 億
7,930 万円から補正後 3 億 8,580 万円、650 万円の増となります。

こちらも橋梁長寿命化計画事業につきまして、2,130 万円から補正後の額
は 2,960 万円、830 万円の増となるものでございます。

臨時財政対策債につきましては、1 億 2,263 万 2,000 円から 1 億 6,311 万

3,000円、4,048万1,000円の増となるものでございます。

地方債限度額の総額は、6億8,223万2,000円から補正後7億3,751万3,000円、5,528万1,000円の増となるものでございます。

続きまして、3ページ目。

一般会計における款別総括でございます。

予算総額、補正前の額が106億877万8,000円から今回の補正額3億3,485万6,000円を補正いたしまして、補正後の額が109億4,363万4,000円となるものでございます。

4ページから一般会計の事項別明細の補正でございますが、先ほど資料1-1でご説明した内容と同等となりますので、割愛させていただきます。

続きまして、7ページをご覧ください。

国民健康保険事業会計に係る事項別明細の補正でございますが、国保の一般事務経費としまして、206万1,000円、過年度過誤納還付金として、238万3,000円、合計444万4,000円の補正となるものでございます。

これによりまして、補正前の額13億1,504万1,000円から今回の補正額444万4,000円を補正した後、補正後の額としては13億1,948万5,000円となるものでございます。

続きまして、介護保険事業会計でございます。

8ページ目をご覧ください。

介護福祉施設整備費補助金といたしまして、346万5,000円の補正を行うものでございます。

事業内容としましては、地域介護福祉空間整備推進交付金を当初見込んでおりましたが、最終的に介護サービス提供基盤等整備事業交付金の道費となることが判明したことから、国庫の350万円を減しまして、今回の346万円を加えた696万5,000円を道費として見込むものでございます。

これによりまして、補正前の額18億6,548万2,000円、補正額346万5,000円、補正後の額が18億6,894万7,000円となるものでございます。

以上でございます。

(上下水道担当課長)

水道事業会計の補正予算につきまして、補正予算調書によりご説明を申し上げます。

ご覧のとおり、収益的収入及び支出のうち、配水及び給水費におきまして、当初予定していた以上の漏水修繕等の増加により、今後不足が見込まれます修繕費400万円を増額しようとするものでございます。

説明は以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【請願審査】

(今川委員長)

それでは続きまして、11月19日付で行政常任委員会に付託されました請願第1号、複合施設「りすた」にグランドピアノ移設を求める請願について審査を行いたいと思います。

紹介議員は説明員席に移動をお願いいたします。

最初に、本請願について紹介議員から請願趣旨の説明を受けて参ります。

(千葉議員)

本日は、11月19日に議会議長に提出いたしました複合施設「りすた」にグランドピアノ移設を求める請願に対しまして、早速、本委員会を開催していただき、さらには説明の機会を与えていただき、心から感謝申し上げます。

私から、若干付け加え説明させていただきたいと思います。

委員各位には十分ご理解いただいていることと承知しております。

複合施設「りすた」はコンパクトシティ構想の下、複合型の施設として行政機能、公民館機能、図書機能、子育て支援機能に加え、防音室や多目的ホール、学習スペースなどの機能を備えた施設とし、放課後の子どもの学習の場、市民活動や文化団体の作品発表、子育て世代の憩いの場として、幅広い世代が市内各地から集い、にぎわいを創出する施設として建設されました。

また、交通結節点としての機能もあり、コンパクトシティを目指す夕張市における新たな中心施設としての役割が期待され、2020年3月完成し、供用開始されました。

夕張市民は、市民活動の文化の創造と継承、子育て等の拠点として、大いなる期待を抱いて完成を待ち望んでおりました。

供用開始後、新型コロナウイルス感染症のため閉館となった時期もありましたが、これまで多くの市民が拠点施設「りすた」を活用してきました。

私たち文化団体、音楽団体も、展覧会や音楽活動の練習会場として活用してきましたが、残念なことに、多目的ホールにグランドピアノが設置されていないことで、音楽発表会や演奏会等が開催できないマイナス要因の一つに

なっております。

コロナ禍後を見据えて、このような発表会を開催し、市外からも人を呼び込むことができ、にぎわいを創出できればと考えております。そのためにも「りすた」にグランドピアノを設置していただきたくお願いしました。

現在、夕張市は財政再生計画中で、新しいグランドピアノの購入は難しいと認識していますので、市の財産で市民みんなの財産でもあり、活用されずに閉館されているホテルシュエパロに保管されておりますグランドピアノを「りすた」に移設し、子どもたちを含め、多くの市民に生の声と生のピアノのよさを伝えていきたいと考えております。

また、多くの市民にも使用していただき、にぎわいを作り出していきたいとも考えております。

多目的ホールは多くの市民が利用していますので、設置することで他の利用者への安全対策に十分配慮することは重要であると、私どもも考えております。

今回、請願を提出するに当たり「りすた」にグランドピアノを移設することに賛同する方、1,411筆という多くのご賛同の署名をいただいております。そのためにも、市民を含めて使い方などについてご検討いただければと考えております。

請願者一同、音楽を通じてまちづくりや人づくりを今後も推進していくことを確認し合い、この実現のための委員会での十分な審議をお願いいたしまして、紹介議員としての趣旨説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

(今川委員長)

それでは、ただいまの紹介議員の趣旨説明と提出されております請願文書に基づいて質疑を行いたいと思います。各委員の発言を求めます。

(君島委員)

ただいまの趣旨説明されました請願文書によれば、「りすた」の多目的ホールにグランドピアノが設置されていないことで音楽活動に支障が出ているとの説明でしたが、たしか「りすた」には、アップライトピアノと電子ピアノが設置されていると認識しております。それでも音楽活動に支障が出るのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(千葉議員)

ただいまの君島委員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、「りすた」には研修室にアップライトピアノ、多目的ホールに電子ピアノが設置されております。これらのピアノを使用して、ふだんは練習していますので、日頃の活動には支障がないと考えております。

ここでいう音楽活動ですけれども、ふだんの練習の成果を市民のみなさまに発表する発表会や、プロのピアニストを呼んでの演奏会を行うなどの活動に支障が出ているということであります。

ピアノの種類によって演奏する場面は、違いがあると私は思っております。多くの人前で演奏する発表会や演奏会では、ピアノで最大の能力を発揮するグランドピアノが本番用として必要と考えております。

「りすた」にグランドピアノがあることで、子どもたちを含めて、市民に生の声と生のピアノのよさを伝えるための発表会や演奏会を行うことができるようになるということで、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(君島委員)

「りすた」はその名のおり複合的な施設でありまして、様々な目的で利用されることと思えます。

グランドピアノとなると、かなりの重さと大きさであると思えます。設置することで、ほかの利用者の活動を阻害するようなことにはならないのかと思えますが、いかがでしょうか。

(千葉議員)

ただいまの君島委員の質問にお答えいたします。

その点については、多目的ホールは多くの市民が利用しておりますので、設置することで、他の利用者への安全対策に十分配慮することは重要であると、私どもも考えております。

それで今回請願を提出するに当たり、先ほど趣旨説明でも述べたように、「りすた」にグランドピアノを移設することに賛同する署名を、1,411筆という多くのご賛同いただいて請願にしております。

先ほど趣旨説明でも触れましたように、他の利用者への安全対策、また使い方などについても、私どもも今後とも一緒に考えていかなければと思っておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

(高間委員)

私からはちょっと意見なのですが、すけれども、「りすた」がオープンしてから今日まで、新型コロナウイルス感染の対策で様々な活動が制限されて参りま

した。今はもう緊急事態宣言などは出ていないのですけれども、大人数を集めてのイベントを開催するとなると、躊躇するようなこともあろうかと思っております。

つまり、「りすた」がどのような使われ方をするのか、その全貌が今はまだ見えていないのではないかと思います。

今後、コロナが治まった後に「りすた」がどのような使われ方がされていくのか、されるのか、言い換えれば、どのような使われ方をしても対応できるということを想定しておかなければならないと、こんなふうに思っております。

グランドピアノは重量物なので、設置してから邪魔という不満が出てても容易に移動や撤去もできないので、設置する前から様々なことを想定して考えておくことが必要ではないかと、このような懸念を抱いているところであります。

(今川委員長)

ただいまの意見に何かご発言ございますか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

地域の文化として、どこの市町村でも、夕張の文化としても、音楽というのは非常に大きな位置を占めていると思います。

そして、先ほど、この行政常任委員会の一番最初に、過疎地域持続的発展市町村計画の策定というところがありましたが、その中でも、地域文化の振興という、そういう文言もあったところです。

「りすた」の中でそういうグランドピアノを置いて、笑顔とにぎわいを作り出すというのは、非常に重要なことではないかと思いますし、発表の機会や、それから、プロのピアニストの方たちに来ていただく、そういったことも非常に重要だというふうに思います。

シューパロでの保管状況もお聞きしたところによりますと、カビだらけになって非常にひどい状態で置かれていたということも耳にしているところです。

今、高間委員のほうから、場所が狭いときにどうするのかというようなお話がありましたけれども、それもこう移動するような器具もそろえているというふうに伺っているところです。そういうこともありますので、ぜひ、この請願につきましては、賛同いただければというふうにお願ひしたいところです。

意見として申し上げました。

(今川委員長)

ただいまの意見に何かご発言ございますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

最後に、議長から何かありますか。

(大山議長)

この市の財産として持っておりますグランドピアノを移設して、先ほど説明ありましたように、にぎわいを作り出すということも大変重要なことではないのかなというふうに考えておりますが、これの移設に伴う例えば輸送費ですとか、調律を含めた維持管理、この辺の予算措置の関係、それとその設置場所というのですか、例えば、ホールですとか、ロビーですとか、いろいろ考えられると思うのですけれども、この辺のところ、避難経路も含めた動線等を考えていかなければならないということもあるのですが、こちら辺の具体的な考えというのは、もしあればお聞きしたいと思います。

(千葉議員)

そういうことも含めまして、先ほど申し上げましたように、市民の利用者並びに市民も含めてご検討をお願いしたいと考えております。

(今川委員長)

よろしいですか。

(大山議長)

はい。

(今川委員長)

それでは、取りまとめに入りますが、各委員から課題等も含めて意見が出されております。

出された課題等を整理した上で判断していく必要がありますので、取りまとめの委員会協議のため、ここで休憩としたいと思います。

委員のみなさまは別室まで移動をお願いいたします。

会議を休憩いたします。

午後 3時01分休憩

午後 3時08分再開

(今川委員長)

それでは、会議を再開いたします。

委員会としての協議がまとまりましたので、本請願についての結果を報告いたします。

請願者の「りすた」にグランドピアノを設置して発表会や演奏会を開催したいという想い、また、1,411筆の賛同者の想いについては委員会として

も理解するところであります。

しかしながら、「りすた」がオープンして以降、コロナの影響を受けて、その使われ方の全てが見えていない状況にあること、「りすた」が様々な目的で市民が集う複合的な性格を持つ施設であることから、施設管理者と各利用者として明確なルールを検討、決定したうえで実現されるべきものであると考えます。

また、グランドピアノの移設や調律に係る経費については、市の備品である以上、その負担は当然、市が負担すべきものであり、財政再生団体である本市は検討する時間も必要と考えます。

よって、委員会としては、本請願を「趣旨採択すべきもの」と決定いたしました。

以上で本請願に対する結果報告を終わります。

ここで紹介議員の発言を許します。

(千葉議員)

このたびは、今、委員長から報告があったとおり、趣旨採択すべきもののご決定いただき、ありがとうございました。

委員のみなさまからご指摘いただいたとおり、実現に向けて解決しなければならない課題も多くありますので、速やかな実現に向けてご支援をお願いいたしまして、御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

(今川委員長)

以上をもちまして、請願審査を終わります。

【閉会】

(今川委員長)

以上で、本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

午後 3時10分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
